

意見検討結果一覧表
（案名：県議会議員の定数等の見直しについて）

番号	意見	検討結果（県議会の考え方）	決定への反映状況
3	見直しの考え方		
	(1) 総定数について		
1	盛岡市など中核都市部以外の地方や沿岸部の声を将来にわたって確保する観点から、見直し及び現行定数48の維持を強く求める。 財政的な効果が極めて薄いにもかかわらず、単なるパフォーマンスとして一律に人数を減らすような議論ではなく、地域の民意をしっかりと反映させるための議会のあり方を慎重に議論すべきであり、定数を削減し地方の代表性を弱めることは、若者や女性が「自分たちの声は届かない」と見切りをつけ、大都市圏へ流出する動きを加速させ、県民の政治的無関心を決定的なものにする。	総定数については、令和7年国勢調査の結果に基づき検討した結果、今後の人口減少の推移や地域バランス等を考慮し、現行の総定数48を2削減し、46とすることとしたものです。	E(対応困難)
2	本県の人口減少の推移の動向を踏まえれば、現行の48人から46人とするに異論はない。		C(趣旨同一)
	(2) 選挙区の設定について		
3	遠野選挙区と釜石選挙区を合区するという素案に対して、遠野市民として未来志向の観点から反対する。 遠野市の中心部からの距離という物理的な視点は、現状の遠野市民の移動状況からはかけ離れている。 上閉伊郡は過去の関係であり、旧宮守村の地域では今でも旧遠野市よりも花巻市への合併がよかったとの意見がある。 そもそも警察署統合が、釜石が妥当だったのか疑問があり、J Aいわて花巻が遠野を統合しており、警察署統合を根拠にするのは統合理由として弱いと思われる。近年の岩手県の動向として、県南広域振興局や北上川バレープロジェクトなど内陸地域と統合を進めている動きと逆行している。 製鉄業が盛んだった頃は釜石市に求心力があったが、現在は工業が盛んな内陸の北上市の方に求心力がある。 また、釜石市は沿岸地域で気候が遠野市とは異なり、第一次産業は、釜石市は主に漁業、遠野市は農業で、親和性は低いと考える。	選挙区の設定に当たっては、公職選挙法第15条第7項に基づき、衆議院議員の選挙区、広域振興圏や二次医療圏の状況などの生活圏を参考として、総合的に検討したものです。 遠野選挙区と釜石選挙区を合区する意見と、花巻選挙区と遠野選挙区を合区する意見が出され、採決の結果、遠野選挙区と釜石選挙区を合区することとしたものです。	E(対応困難)
4	遠野市には産婦人科がないに等しいと聞いている。生活圏も花巻市が多いと聞いているし、岩手県はとても広い面積を保有しているので、末端までの声が届かないのではないかと感じている。		E(対応困難)

番号	意見	検討結果（県議会の考え方）	決定への 反映状況
5	今回の選挙区見直しについては、今後、更に進行する人口減少の推移を踏まえ、中長期的に県内各地域の県政への代表性をどのように確保するのかという視点から検討する必要がある。特に、遠野市と釜石市、大槌町を一つの選挙区とする案については、改めて検討を求める。 地域性や人口構成を考えれば、実質的に釜石・大槌地域から選出される議員が2人から1人に減少する可能性がある。現時点で直ちに沿岸地域の代表を減らす必要性については、慎重に検討すべきである。 遠野市については、県南広域振興圏に位置付けられ、行政、教育、産業、交通等の面で花巻地域との結び付きがあるため、花巻市との合区を検討し、釜石市、大槌町については現在の選挙区を維持することが、地域の実情にも沿うものとする。 10年、20年先の人口動態と県議会の地域構成まで見据え、県央・県南だけでなく、県北・沿岸を含む県内各地域の声が適切に県政へ反映される選挙区制度とすることが重要である。	選挙区の設定に当たっては、公職選挙法第15条第7項に基づき、衆議院議員の選挙区、広域振興圏や二次医療圏の状況などの生活圏を参考として、総合的に検討したものです。 遠野選挙区と釜石選挙区を合区する意見と、花巻選挙区と遠野選挙区を合区する意見が出され、採決の結果、遠野選挙区と釜石選挙区を合区することとしたものです。	E(対応困難)
6	沿岸地域と内陸地域との基本的な生業や文化に大きな違いがあるから、沿岸地域と内陸地域を従来から大きな区分けにより県政が施行されてきたのではないか。この大きな区分けは尊重してほしい。 その地域で生活する住民の声を的確に県政に反映していただくためにも、その地域に精通した議員が必要と思うので、遠野市は基本を同じとする花巻市と合区に、同様に釜石市と大槌町は現行のままだとよい。		E(対応困難)
7	今回区割りは遠野と花巻地区を一緒にすべしと考える。		E(対応困難)
8	遠野選挙区は花巻選挙区との併合がベターだと思う。		E(対応困難)
9	遠野市の現状はもとより今後を見据えた場合、内陸（県南）とのつながりの方が自然なことと考えるため、釜石選挙区より花巻選挙区との合区がベストと考える。		E(対応困難)

番号	意見	検討結果（県議会の考え方）	決定への 反映状況
10	遠野選挙区と釜石選挙区を合区とし、定数を2人とするについて、明確に反対したい。 【生活圏の考え方】 釜石市と遠野市について、住民間の日常的な生活圏は必ずしも一体であるとも言いきれない。進学先や就業先についてはあくまで個人のライフプランに応じた選択となるケースがほとんどであり、自治体間の行政的な施策が影響を及ぼす可能性はそれほど高くはない。一方で釜石市の場合は従来、沿岸地域との結びつきが強く、産業構造も類似する点が多い。花巻市の場合は本県の中心都市である盛岡市や北上市にも地理的に近く、遠野市だけでなく北上市や盛岡市との結びつきが強い。振興局という枠組みに沿って総合的な成長を目指すのであれば、振興局の管轄内での合区が最も合理的であり効率的である。そもそも、人口動態の変遷を合区の材料のための根拠とすることには無理がある。 【誘致企業の関係性、経済交流について】 空気圧制御機器のトップ企業が釜石市と遠野市に大規模な工場を展開しているが、あくまで企業経営上の戦略的判断であり、釜石市と遠野市が連携して誘致した企業ではない。釜石港と内陸地域を結ぶ釜石自動車道について、交通網を介した物流や産業面で一定の結びつきはあるが、強い経済圏を構築しているとは言い難い。 【衆議院議員選挙の小選挙区について】 県議会議員選挙の区割りとは、衆議院議員選挙の選挙区を過度に考慮すべきではない。 【遠野市の中心部からの距離などを踏まえた親和性について】 中心部の距離に焦点を当てることは、自治体そのものの総合的な成長から目を背けることにつながりかねない。旧上閉伊郡の郡域であることだけをもって、合区の理由とするのは、歴史認識の点からも疑義が残る。警察署の統合は、あくまで警察組織の効率化や専門性の強化に主眼が置かれている。	選挙区の設定に当たっては、公職選挙法第15条第7項に基づき、衆議院議員の選挙区、広域振興圏や二次医療圏の状況などの生活圏を参考として、総合的に検討したものです。 遠野選挙区と釜石選挙区を合区する意見と、花巻選挙区と遠野選挙区を合区する意見が出され、採決の結果、遠野選挙区と釜石選挙区を合区することとしたものです。	E(対応困難)
11	遠野市と釜石市の間には仙人峠があり、両地域を日常的に行き来するには一定の時間を要し、選挙区が広域化することによって、議員活動の実効性が低下することも懸念されるほか、地域の産業構造や抱える課題にも一定の違いがある。県議会議員の選挙区を設定するにあたっては、単に隣接していることだけではなく、地理的条件、生活圏、産業構造、地域課題、そして議員が実際に地域を回り住民の声を県政に届けることができるかという「議員活動の実効性」を総合的に考慮する必要があると考える。 その点において、遠野市と花巻市は、農業、林業、観光などの産業面や、内陸部における地域振興という課題において共通する部分が多く、選挙区として一体的に考える合理性があり、遠野市については釜石選挙区との合区ではなく、花巻選挙区との合区とすることを要望する。		E(対応困難)

番号	意見	検討結果（県議会の考え方）	決定への反映状況
(3) 選挙区ごとの定数配分について			
12	議員定数の削減は今後もある程度は必要と思うが、発想を人口の数だけでなく各地域特有の生業や文化などを考慮し、その地域の人口が議員配当基数に満たなくても残すなど、岩手県独自の措置も必要と思う。	公職選挙法第15条第8項の規定により、各選挙区の定数は人口に比例して定めることとされています。 選挙区及び定数が改正された場合においても、各議員がそれぞれの地域の課題や住民の意向を踏まえて活動を行っていきます。	D(参考)
13	一関選挙区の定数を現行の5人から4人とするに異論はない。		C(趣旨同一)
(その他)			
14	今回の見直しにおいて対面での住民説明会を開催せず、パブリックコメントのみで手続きを進める方針には強い懸念を抱いており、以下の導入・見直しを具体的に求める。 【予算をかけないプッシュ型の丁寧な周知・意見集約】 高齢者や多忙な住民が日常の生活動線ですべて立ち寄る地域の医療機関（病院・診療所）、道の駅、郵便局、スーパーのレジ横、コンビニ等のスペースを借りて要約ポスターと意見回収箱を設置すること。 県議会だよりや市町村広報の枠を活用し、今回の定数削減が住民の生活にどう影響するのか（議員が減る、合区になる等）を、住民目線の見出しを用いた特設記事として分かりやすく大きく掲載すること。	定数、選挙区及び選挙区ごとの定数の見直しについては、来年9月の選挙実施までに、さらに周知を図りたいと考えています。	D(参考)
15	最高裁判所の判例（昭和59年5月17日判決等）や公職選挙法第15条の規定においては、地方議会の定数配分において人口比だけでなく「地理的条件や過疎」といった地域固有の特殊事情を考慮することが合理的な裁量として認められており、以下の導入・見直しを具体的に求める。 【面積・過疎度を考慮した傾斜配分の導入】 人口比に基づく計算値に「面積・過疎係数」を掛け合わせて加算する独自の配分ルールを条例に設けること。 【多様な視点を反映するための現行選挙区の保障】 過疎地域や沿岸部において、若者や女性、障がい者、移住者など多様な価値観を持つ住民が政治に関与できる機会を制度的に保障すること。	総定数及び各選挙区の定数は、直近の国勢調査の人口によることとされており、各選挙区の人口の割合に変化もありますので、見直しが必要と考えています。 県議会は、県民を代表する合議制の機関として、議案の審査や各種調査等をしっかりと行い、県民に信頼され、県民の意見を県政に反映させるよう、引き続き取り組んでいきます。	D(参考)

番号	意見	検討結果（県議会の考え方）	決定への 反映状況
16	定数削減後の議会においても、県民の多様な意見が適切に反映される制度設計が維持・強化されることを強く望む。	県議会は、県民を代表する合議制の機関として、議案の審査や各種調査等をしっかりと行い、県民に信頼され、県民の意見を県政に反映させるよう、引き続き取り組んでいきます。	D(参考)

区 分		内 容
A(全部反映)	0	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B(一部反映)	0	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C(趣旨同一)	2	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D(参考)	4	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E(対応困難)	10	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F(その他)	0	その他のもの(計画等の案の内容に関する質問等)
合 計	16	—